# 清瀬市における自治会長名簿の取扱基準

# 1 自治会長名簿で管理する記載事項

自治会長名簿に記載し管理する情報は、①自治会名、②自治会長名、③自治会長の住所、④自治会長の電話番号、⑤自治会の世帯数、⑥自治会長の任期、⑦自治会への資料等の配布部数、⑧その他、特記事項の8つとします。

#### 2 市の名簿使用

当市において、その事務執行上自治会との連絡調整を図る必要がある場合又は自治会住民の皆様 に周知を図ることが望ましい事案がある場合は、市民協働課は対象となる地域の自治会長名簿を、 随時担当部署に提供できるものとします。

## 3 外部団体等への自治会長名簿の提供

2以外の団体等より自治会長名簿使用の申請があった場合、その団体等の名簿の使用目的が公益の観点から望ましいかどうかにより提供の可否を判断します。具体的には、次の基準のいずれかに該当するかどうかにより審査します。

- (1) 官公庁等から自治会に対し、周知を図ることが適当であると考えられるもの
- (2)各団体等からの事業 P R 等のうち自治会住民に周知することが適当であると考えられるもの (営利・政治・宗教に関連したものは除く)
- (3)建設工事や道路工事の実施等、事前に該当地域の住民との調整を図っておくことが望ましいと考えられるもの

## 4 3で定めたもの以外の団体等への提供

3で定めた自治会長名簿使用提供基準に該当しないものであっても、公益の観点から特に必要であると認められるものについては、市民協働課長の判断により名簿を提供できるものとします。この場合、名簿提供の対象となった自治会長から、事前にご了承を得た上で情報提供します。

#### 5. 自治会長名簿の提供方法

自治会長名簿を提供する場合の手続きは、以下によります。

- (1) 当市(各担当部署)の名簿の提供に関しては、必要な地域の自治会長名簿を直接提供します。
- (2) 当市以外の団体・事業者等に関しては、「自治会長名簿提供申請」により、使用目的・対象地域・名簿管理者等の必要な項目を申請していただき、市民協働課において使用目的が適切なものであるかどうかを審査し、可能なものについて必要な地域の自治会長名簿を提供します。なお、提供の際には「個人情報保護に関する誓約書」により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他関連法令を遵守し、個人情報の適切な取り扱いに努めることについての誓約をしていただきます。